

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部改正（案）に対する意見募集について」へのコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	当協会から提出した意見・質問	No.	金融庁の考え方
1	本改正案は、「利用目的による制限の例外」として規定されるが、預貯金取扱事業者への個人情報の提供は「同意を要する第三者提供の例外（同意不要）」としても認められると考えてよい。理由は以下のとおりです。本改正案の具体例の趣旨は、既に個人情報保護法ガイドライン（通則編 3-1-5）で列举される利用目的による制限の例外にあたる具体的な事例である「不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、他の事業者に提供する場合」の趣旨と同様である。加えて、個人情報保護法ガイドライン（通則編 3-6-1）で列举される第三者提供のための本人の同意を不要とする具体的な事例においても同様に明示されている。以上のことから目的外利用の例外と同意を要する第三者提供の例外の両方の要件を充たすものと考えています。	4	改正後の犯罪収益移転防止法施行規則第 32 条第 2 項第 1 号に基づき、詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認めた預金又は貯金口座に関する情報であって取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取扱事業者に提供した場合には、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号に該当するものと考えられます。
2	本改正案は、改正犯罪収益移転防止法施行規則案において、預貯金取扱事業者（銀行系金融機関）が取引時確認を適切に行うための措置として、不正に利用された預貯金口座に関する情報を他の預貯金取扱事業者に提供することが求められたことに伴い追加されたものと理解している。他方、預貯金取扱事業者から、貸金業者側で預貯金口座の不正利用を検知した場合は預貯金取扱事業者に対し預貯金口座に関する情報の提供を行うことを求められた場合にも、適用可能か。	8	本意見募集は、金融分野ガイドラインの一部改正（案）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。なお、改正後の犯罪収益移転防止法施行規則第 32 条第 2 項第 1 号に基づく情報の提供は預貯金取扱事業者の間で行うことを規定しており、貸金業者からの情報提供に対して同号の適用はありません。